

認定特定非営利活動法人の寄付金控除に関するご案内

平成 27 年 1 月 14 日

特定非営利活動法人 TABLE FOR TWO International

平素より、TABLE FOR TWO International の活動にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

当法人は、認定特定非営利活動法人として、平成 22 年 1 月 16 日付にて国税庁より、その後法改正による新たな制度の開始を受け、平成 27 年 1 月 14 日付にて東京都より認定を受けました。

当法人へ頂戴したご寄付に関しては、一般の寄附金に係る損金算入限度額とは別に、特定公益増進法人等に対する寄附金の額と合わせて、下記の限度額の範囲内で損金の額に算入されます。以下に、認定特定非営利活動法人としての情報と、損金算入に関するご説明を記載致しますので、ご一読頂けますと幸いです。

認定特定非営利活動法人としての詳細

課法11-281(平成22年1月16日～平成27年1月15日)

26生都地第1661号(平成27年1月14日～平成32年1月13日)

法人税における認定NPO法人への寄附金の損金算入に関するご説明

(以下は、平成 26 年 4 月 1 日現在 施行されている法律に基づいております。)

一般の寄付金の損金算入限度額とは別枠で、一定の限度額の範囲内で損金算入ができます。

但し、寄付金を仮受金として預かり処理をされている場合は、損金算入限度額計算の対象となりません。損金処理の場合でも、以下の計算式によって算入限度額が異なります。詳しくは貴社税務ご担当者にご相談下さい。

認定NPO法人への寄付金損金算入限度額(イ. ロのいずれか少ない金額)

イ. 認定NPO法人に対する寄附金の合計額(特定公益増進法人に対する寄付を含む)

ロ. $(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 3.75 / 1,000 + \text{所得金額} \times 6.25 / 100) \times 1 / 2$

※平成 24 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度の場合、ロの金額は以下になります。

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 2.5 / 1,000 + \text{所得金額} \times 5 / 100) \times 1 / 2$

控除を受けるためには確定申告書に「寄付金の損金算入に関する明細書(別表十四(二))」を添付するとともに、領収書を保存しておく必要があります。

以上